

# 日本移植学会移植認定医制度規則

## 第1章 総則

### 第1条

この制度は、医療倫理を理解し実践することで移植医療の健全な発展をめざし、臓器提供者への敬愛の念を抱き、礼意を尊ぶ移植医養成を視野に入れ、各臓器で共有すべき知識・技量の向上普及により移植医療の水準を向上させることで、国民の福祉に貢献することを目的とする。

### 第2条

日本移植学会は、前条の目的を達成するため、この規則により日本移植学会移植認定医を認定する。

## 第2章 移植認定医制度を運用する機関

### 第3条

日本移植学会は、移植認定医制度の運用に当って専門医・移植認定医制度委員会(以下、認定医制度委員会)が業務を担当する。

### 第4条

認定医制度委員会は、移植認定医制度の運用全般についての管理を行い、本制度の運用にあたって生じた疑義を処理するとともに、移植認定医の認定審査と更新審査を行う。

## 第3章 移植認定医申請資格

### 第5条

移植認定医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格、要件をすべて具備していなければならない。なお、移植認定医資格は臨床移植医(内科系・外科系等)および基礎移植医(病理学・免疫学等)に対して認定される。

- 1) 日本国の医師免許を有すること
- 2) 申請時において日本移植学会の会員であり、会費を完納していること。
- 3) 移植医療に必要な経験と学識技術を修得し、臓器提供推進の重要性を理解し、かつ医療倫理を遵守していること。臨床移植医の場合は、通算3年以上の移植医療の臨床修練を行っていること。基礎移植医(病理学、免疫学)の場合は3年以上の研究歴を持つこと。
  - ① 臨床移植医の場合 細則に定める移植症例の臨床経験および業績を必要とする。
  - ② 基礎移植医(病理学、免疫学など)の場合、第一著者である論文または学会抄録3編以上。
- 4) 申請直近の5年以内に臓器移植関連の学会、研究会、教育セミナーなどへの参加ならびに筆頭発表による研修点数50点以上を取得していること。個別の研修点数については別途定める。なお、この研修点数の中には日本移植学会総会への参加が1回以上含まれていること。
- 5) 申請直近の5年以内に日本移植学会主催の移植認定医講習を1回以上受講していること。
- 6) 代議員または名誉会長、名誉会員、特別会員、特別功労会員1名による推薦。

#### 第4章 移植認定医の認定

##### 第6条

移植認定医の認定を申請する者は、細則に定める申請書類と認定審査料とを専門医・移植認定医制度委員会に提出しなければならない。

##### 第7条

認定医制度委員会は、毎年1回、移植認定医申請者に対して認定審査を行う。

##### 第8条

認定医制度委員会は、審査の結果を理事長に報告する。

##### 第9条

理事長は、認定医制度委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、認定審査の合格者を移植認定医として登録し移植認定医認定証を交付する。

##### 第10条

移植認定医認定証の交付を受ける者は、別に定める認定登録料を納付しなければならない。

##### 第11条

移植認定医認定証の有効期間は、交付の日より5年とする。

#### 第5章 移植認定医の更新

##### 第12条

移植認定医は、移植認定医取得後5年毎にこれを更新しなければならない。移植認定医の更新を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて具備していなければならない。

- 1) 日本国の医師免許を有すること
- 2) 申請時において日本移植学会の会員であり、会費を完納していること。移植認定医更新資格は臨床移植医(内科系・外科系等)および基礎移植医(病理学・免疫学等)として必要な経験と学識技術を所持し、かつ医療倫理を遵守していること。
- 3) 5年間で臓器移植関連の学会、研究会、教育セミナーなどへの参加ならびに筆頭発表による研修点数50点以上を取得していること。個別の研修点数については別途定める。なお、この研修点数の中には日本移植学会総会への参加が1回以上含まれていること。
- 4) 5年間で日本移植学会主催の移植認定医講習を1回以上受講していること。

##### 第13条

移植認定医の更新を申請する者は、細則に定める更新申請書類(と更新審査料と)を認定医制度委員会に提出しなければならない。

##### 第14条

認定医制度委員会は、毎年1回、移植認定医更新申請者に対して更新審査を行う。

##### 第15条

認定医制度委員会は、審査の結果を理事長に報告する。

##### 第16条

理事長は、認定医制度委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、更新審査の合格者の

登録を更新し移植認定医認定証を交付する。

#### 第 17 条

移植認定医認定証の交付を受ける者は、別に定める更新登録料を納付しなければならない。

#### 第 18 条

海外留学、病気その他認定医制度委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保し、その期間は次回更新期間から差し引かれる。なお、留保期間中は移植認定医資格を有するものとする。更新留保は、更新期日までに文書で認定医制度委員会に申請しなければならない。

### 第 6 章 移植認定医資格の喪失

#### 第 19 条

移植認定医は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。

- 1) 移植認定医の資格を辞退したとき
- 2) 日本移植学会会員資格を喪失したとき
- 3) 移植認定医の更新をしなかったとき

#### 第 20 条

移植認定医の更新審査にて不合格となった者は、その移植認定医資格を 2 年間保留とする。その間に、所定の手続により更新審査に合格しない者は、認定医制度委員会および理事会の議決により認定を喪失する。

#### 第 21 条

移植認定医としてふさわしくない行為のあったときや、申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、認定医制度委員会および理事会の議決によって認定を取消することができる。

### 第 7 章 附則

#### 第 22 条

この規則は、平成 23 年 10 月 5 日から施行する。

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から改正する。

この規則は、平成 29 年 2 月 15 日から改正する。

#### 第 23 条

この規則は、認定医制度委員会および理事会の議決を経なければ変更、もしくは廃止することができない。この規則を施行するため、別に細則を定める。

## 日本移植学会移植認定医制度細則

### 第1章 運営

#### 第1条

日本移植学会移植認定医制度規則の施行に当たり、規則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

### 第2章 専門医・移植認定医制度委員会(以下、認定医制度委員会)

#### 第2条

認定医制度委員会の委員数は、理事会で定める各移植臓器、研究領域毎に各領域若干名(1名以上)とする。

#### 第3条

認定医制度委員会の委員の任期は、2年とし再任をさまたげない。ただし引き続いて8年を超えることはできない。

#### 第4条

認定医制度委員会の委員長は、理事長が指名する。

#### 第5条

認定医制度委員会の委員は、認定医制度委員会の委員長が代議員の中から選任し、理事長の承認を得る。委員長は認定医制度委員会の委員の中から副委員長を指名することができる。

#### 第6条

認定医制度委員会の委員に欠員を生じたときは、認定医制度委員会の委員長が委員の補充を行い、理事長の承認を得る。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第7条

認定医制度委員会は、定員の2分の1以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

#### 第8条

認定医制度委員会の委員は、業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

#### 第9条

移植認定医制度の事務は、日本移植学会事務局または委託された機関において行う。

### 第3章 移植認定医申請に必要な臨床経験

#### 第10条

臨床移植医の移植認定医申請には領域別に以下の移植臨床経験症例数および業績数を必要とする。

##### 1)臨床経験

- ① 腎臓移植領域 10 例以上
- ② 肝臓移植領域 10 例以上
- ③ 腎臓・肝臓移植以外の領域(心臓、肺、膵臓、小腸等の移植領域) 3 例以上

(臨床経験は、主治医・術者を問わずレシピエント移植手術、ドナー臓器摘出手術、脳死ドナー管理の経験、メディカルコンサルタントとしての経験および内科医としての移植手術の術前・術後管理経験などを全て含む。また、初期研修期間の臨床経験は含まない)

④ 臓器移植術前または術後の精神科コンサルテーションを合わせて10例以上

2)業績 第一著者一編を含む論文または学会抄録3編以上

#### 第4章 移植認定医申請書類

##### 第11条

移植認定医の認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類を認定医制度委員会に提出しなければならない。

1) 移植認定医認定申請書(様式1)

2) 履歴書(様式2)

3) 医師免許証(写)

4) 診療・研究実績

(臨床移植医・精神科・その他の領域の場合、様式3、様式4 但し、学会が構成するデータベースに症例が登録されている場合は、データベースのデータを代用してもよい)

(基礎移植医の場合、様式4)

5) 修練施設表および在籍証明書(様式5)

6) 推薦書(様式6)

7) 日本移植学会総会参加証あるいはそれを証明する記録

(コピーでも可; 様式7-1)

8) 臓器移植関連の学会、研究会、教育セミナーなどへの参加ならびに筆頭発表の研修点数リスト(50点以上)

(参加・受講) 参加証・受講証あるいはそれを証明する記録、または記録のコピー

(筆頭発表) 抄録または抄録のコピー

9) 日本移植学会主催の移植認定医講習受講証

(コピーでも可; 様式7-2)

10) 認定医審査料の振込みを証明する記録(様式8)

#### 第5章 更新申請書類

##### 第12条

移植認定医の更新を申請する者は、移植認定医の有効期間満了の年度内に、次の各項に定める申請書類を認定医制度委員会に提出しなければならない。

1) 日本移植学会 移植認定医更新申請書(様式9)

2) 日本移植学会総会参加証あるいはそれを証明する記録

(コピーでも可; 様式10-1)

3) 臓器移植関連の学会、研究会、教育セミナーなどへの参加ならびに筆頭発表の研修点数リスト(50点以上)

(参加・受講)参加証・受講証あるいはそれを証明する記録、または記録のコピー  
(筆頭発表)抄録または抄録のコピー

4) 日本移植学会主催の移植認定医講習

(コピーでも可;様式10-2)

5) 認定医更新審査料の振込みを証明する記録(様式11)

## 第13条

満65歳以上の認定医については、第5章第13条の更新審査料を免除する。

## 第6章 審査料および登録料

### 第14条

審査料は、次の如くである。また、審査料は申請時に先に振り込むものとする。

認定審査料 20,000円

更新審査料 10,000円

### 第15条

既納の審査料は、返却しない。

### 第16条

登録料は、次の如くである。また、登録料は事務局からの通知に従い振り込むものとする。

認定登録料 10,000円

更新登録料 10,000円

### 第17条

既納の登録料は、返却しない。

## 第7章 申請の時期および申請先

### 第18条

認定医制度委員会は、移植認定医の認定および更新を申請する時期、その他について、実施6ヵ月前に公示する。

### 第19条

申請先および手数料送金先 日本移植学会移植認定医制度事務局

### 第20条

すべての審査は、その年度内に完了しなければならない。

## 第8章 附則

### 第21条

この細則は、平成23年10月5日より施行する。

この細則は、平成26年7月1日から改正する。

この細則は、平成27年9月6日から改正する。

この細則は、平成28年7月18日から改正する。

この細則は、平成29年2月15日から改正する。

#### 第22条

この細則は認定医制度委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

#### 第23条

この細則の実施に関して生ずる疑義については、認定医制度委員会の審議によって決定するものとする。

#### <日本移植学会移植認定医審査のための研修点数の基準>

- 日本移植学会総会への参加 10点
- 日本移植学会総会での筆頭発表 5点
- 移植関連の国際学会への参加 5点
- 移植関連の国際学会での筆頭発表 5点
- 全国規模の移植関連国内学会・研究会への参加（地方会は不可） 5点
- 全国規模の移植学会関連学会・研究会での筆頭発表 3点
- 日本移植学会教育セミナーへの参加
  - 春季の一日のセミナー（スプリングセミナー） 10点
  - 総会会期後の半日のセミナー（オータムセミナー） 5点
- 日本移植学会移植認定医講習の受講 5点
- 移植関連学会・研究会主催の教育セミナー（2時間以上を原則とする） 3点

「日本移植学会移植認定医審査のための研修点数の基準」の中の「移植関連学会・研究会主催の教育セミナー（2時間以上を原則とする） 3点」に該当するセミナーは、次の基準に基づいて認定する。

(1) 専門医・認定医制度委員長、学術・教育委員長の協議の上、妥当と認めた場合は、両委員会（持ち回り委員会可）で協議し半数以上の賛成で承認する。

(2) 移植関連学会・研究会本体に対する企業の寄付・後援などのサポートは問題ないが、個々の教育セミナー部分についてはスポンサーを付けること（企業共催のランチョンセミナー、イブニングセミナー、モーニングセミナー等）は原則として認めない。但し、公的資金・非営利団体によるサポート等はこの限りではない。